レクリエーション活動備品貸出事業要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　栗東市社会福祉協議会

１　趣　　旨

　　　この要綱は、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が有するレクリエーション活動備品（以下「レク備品」という。）を貸し出すことにより、住民同士がふれあい楽しみながら交流し、地域のつながりをつくることを目的とする。

２　貸　　出

　　　社協会長は市内のグループ・団体（以下「団体」という。）に対し、申請に基づき、レク備品を貸し出すものとする。貸し出しを行うレク備品は、別表のとおりとする。

３　対象者

　　　栗東市内に居住し、地域住民・構成員のふれあい、交流を促進する活動を行う団体。

４　申込みの手続き

　　　貸し出しを希望する時は「栗東市社会福祉協議会物品借用申請書」に必要事項を記入し、社協へ提出する。

５　貸出期間

　　　貸出期間は一回あたり概ね一週間以内とする。

６　禁止事項

　　　団体は次のことを遵守しなければならない。

　（１）レク備品は最善の注意をもって管理するものとし、他人に譲渡・交換・転貸、あるいは他の目的に使用してはならない。

　（２）団体が、レク備品を毀損又は減失したときは、これを原型に復す以上の責任を負わない。

７　費　　用

　　　無　　料

８　事故責任

　　　レク備品は団体が責任をもって使用し、使用中に事故が発生しても社協は責任を負わない。

　　附　則

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。